

「障害者相談支援事業」に係る消費税等の取扱い

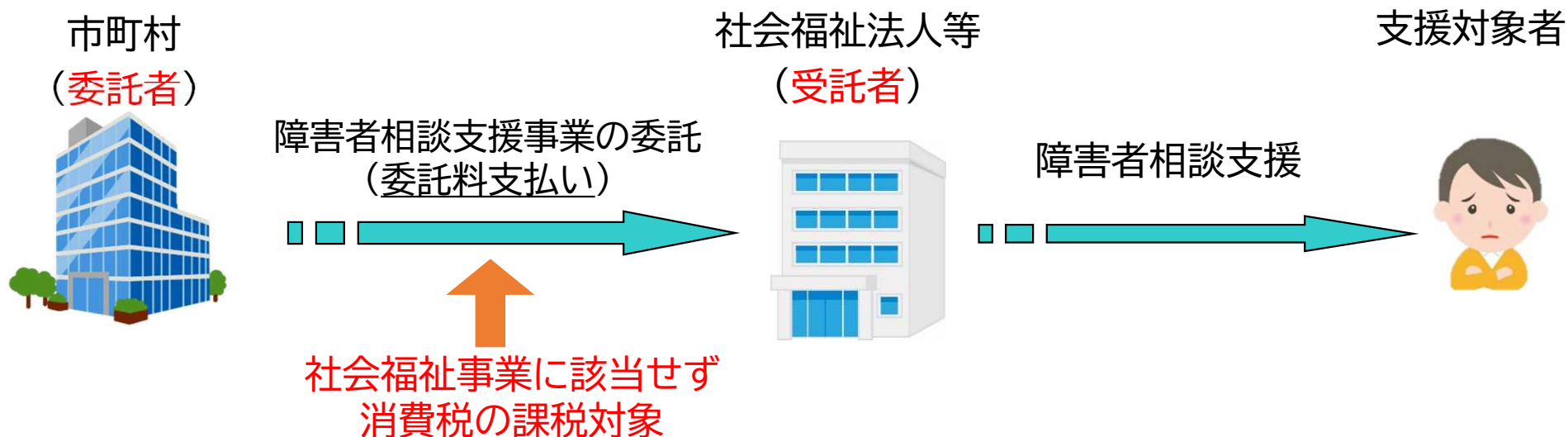
令和6年4月26日
国税庁消費税室

「障害者相談支援事業」に係る消費税の取扱い

- 消費税法上、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供は消費税の課税対象とされているが、法令に掲げる一定のものは非課税とされている（限定列挙）。
- 消費税法上、社会福祉法に規定する社会福祉事業として行う資産の譲渡等は非課税とされているが、市町村が地域生活支援事業として行うこととされている「障害者相談支援事業」は、社会福祉法上の社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象。

※ 社会福祉法上、障害者総合支援法に規定する「一般相談支援事業」及び「特定相談支援事業」は第二種社会福祉事業とされているが、「障害者相談支援事業」は、障害者に対する日常生活上の相談支援を行うものであり、入所施設や病院からの地域移行等の相談を行う「一般相談支援事業」や、障害福祉サービスの利用に係る計画作成等の支援を行う「特定相談支援事業」とは異なり、社会福祉事業には該当しない。

- 市町村から「障害者相談支援事業」を受託した社会福祉法人等において、消費税が非課税と誤認していた結果、消費税額に不足等が生じた場合には、正しく申告し、納付いただく必要。



「障害者相談支援事業」等に関するお問い合わせ(Q&A)

問. 社会福祉事業に該当し消費税が非課税となるかどうかは、どのように確認したらよいでしょうか。

(答)

消費税法上、社会福祉法に規定する社会福祉事業として行われる資産の譲渡等については、消費税が非課税となります。

ご照会の社会福祉関係事業が、消費税法上非課税となるかどうかを正しく判断するためには、まずは、その事業が社会福祉事業等に該当するかどうかについて、社会福祉関係法令を所管する厚生労働省又はこども家庭庁に確認をいただく必要があります。

問. 「障害者相談支援事業」に係る委託料について、消費税を「非課税」と誤認して申告に含めていなかった場合、どのような対応が必要となりますか。

(答)

「障害者相談支援事業」は、社会福祉法に規定する社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象となります。消費税の課税事業者^(注)が、消費税法上「非課税」とならない「障害者相談支援事業」に係る委託料(課税売上げ)を、「非課税」と誤認して申告に含めていなかった場合には、修正申告が必要となります。

修正申告に当たってご不明の点については、所轄の税務署(法人課税(第1)部門)までご相談下さい。

(注) 基準期間(前々事業年度)又は特定期間(前事業者年度開始の日以後6か月の期間)の課税売上高が1,000万円を超える事業者の方等は、消費税の課税事業者となります。

「障害者相談支援事業」等に関するお問い合わせ(Q&A)

問.修正申告等により発生した加算税や延滞税について、免除される場合があると聞きましたが、具体的にはどのような場合が該当するのでしょうか。

(答)

申告納税制度では、申告をしなければならない方が申告しなかったり、申告期限を過ぎてから申告すると、「加算税」や「延滞税」が課される場合があります。

ただし、その場合であっても、納税者の方から十分な資料の提出があったにもかかわらず、税務職員が税法の取扱いについて誤った指導を行い、納税者の方がその誤った指導を信頼したことにつき責めに帰すべき事由がないなど、正当な理由があると認められる事実がある場合には、加算税や延滞税は課さないこととしています。

この判断に当たっては、個々の事業者の方の状況や事実関係(税務署や厚生労働省への照会の有無等)を確認させていただく必要がありますので、ご疑問の点等がありましたら、所轄の税務署(法人課税(第1)部門)までご相談下さい。

(注) 消費税法を解釈適用する行政機関ではない市町村が、自らの判断により、消費税法の取扱いについて納税者に対し誤った指導を行い、納税者の方がその誤った指導を信頼したとしても、「納税者の責めに帰すべき事由」が無いとまでは言えないことから、免除することは困難です。

問.受託事業者において消費税を一括で納付することが難しい場合には、どうすればよいのでしょうか。

(答)

期限内に一括で納付できない事情がある場合には、税務署又は国税局に申請を行うことにより、原則として1年以内の期間に限り、分割納付が認められる場合がありますので、早期に、所轄の税務署の徴収担当部門にご相談下さい。

○ 消費税法(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七の二

八 資産の譲渡等 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供(代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。)をいう。

(以下略)

(課税の対象)

第四条 国内において事業者が行った資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三項において同じ。)及び特定仕入れ(事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。以下この章において同じ。)には、この法律により、消費税を課する。

2～7 (略)

(非課税)

第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第二に掲げるものには、消費税を課さない。

2 (略)

別表第二(第六条、第十二条の二、第十二条の三、第三十条、第三十五条の二関係)

七 次に掲げる資産の譲渡等(前号の規定に該当するものを除く。)

イ (略)

ロ 社会福祉法第二条(定義)に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第一項(定義)に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等…(以下略)

ハ (略)

○ 社会福祉法(抄)

(定義)

第二条

1・2 (略)

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一～四 (略)

四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

五～十三 (略)

4 (略)

○ 消費税法基本通達(抄)

(社会福祉関係の非課税範囲)

6-7-5 法別表第二第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。

(注) 同号《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定に該当する資産の譲渡等は除かれることに留意する。

(1) 第一種社会福祉事業

イ～ハ (略)

(2) 第二種社会福祉事業

イ～ト (略)

チ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業(障害福祉サービス事業(同法第5条第7項、第13項又は第14項に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。))又は地域活動支援センターを経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。)

リ～タ (略)

(3) (略)